

函館市監査公表第 8 号

函館市教育委員会教育長から，財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 30 日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	出	村	ゆかり
函館市監査委員	道	畑	克 雄

函 教 管
令和 7 年（2025 年） 6 月 4 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会
教育長 藤 井 壽 夫

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第199条第14項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会事務局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年12月25日	提出日	令和 7 年 2 月 14 日
監 査 項 目 等	公の施設の指定管理者監査 公の施設 函館市図書館（函館市中央図書館ほか 6 施設） 対象団体 図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
中央図書館で実施している図書館資料等の複写を行うサービスについては、協定書に附属する業務仕様書において管理業務として定めているが、市が指定管理者の自主事業として承認し実施させるといった協定書に反した取扱いをしていた。 また、通常、管理業務に係る経費は市が負担し、収入は市が受け入れることとなるが、協定書では当該業務に係る複写機等の経費を指定管理者が負担し、利用者からの複写料の実費を指定管理者の収入とすると定めており、管理業務であるにもかかわらず、自主事業のような業務仕様書となっていた。 さらに、当該業務に係る費用について、一部は管理業務の支出として、一部は自主事業の支出として経理しているなど、管理業務と自主事業が正しく区別経理されていなかったため、管理業務の決算額を正確に把握できていなかった。 これらのことは、管理業務と自主事業の性質の違いに対する認識が不十分であったことが原因の一つであると思料されるが、業務仕様書に定める管理業務を自主事業として承認することは協定書に反した取扱いであることから、図書館としての役割や求められるサービスを踏まえたうえで、管理業務の内容や仕様を検討し整理されたい。また、管理業務の決算額を正確に把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、モニタリングにおいては、資料提出の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針（平成 21 年 5 月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。			
措置内容、対応・考え方			
このたびのご意見を受け、改めて検討したところ、複写サービスにつきましては、図書館の奉仕業務のうち、利用者への資料提供の一環として実施する営利を目的としない事業であることを踏まえ、これまでの自主事業から管理業務へ見直してまいります。そのため、指定管理者と協議のうえ業務仕様書を改め、複写サービスの管理業務に係る指定管理委託料の積算変更および収入を市が受け入れるための規程の整理など、令和 7 年度中に協定変更や関係部局との協議を行い、令和 8 年度から見直しすることといたします。 今後は、管理業務と自主事業の性質の違いを正しく認識し、図書館としての役割や求められるサービスを踏まえたうえで適正な業務仕様書を作成し、指定管理者にはそれに基づいた運営を求めることを徹底するほか、モニタリングにつきましても、指針にのっとり、評価、指導、指示などを確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努めてまいります。			